

特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会 選挙規程

(目的)

第1条 本規定は、定款第14条に基づき公明かつ適正な選挙を行うことを目的として定める。

(選挙の種類)

第2条 選挙の種類は、通常選挙と補充選挙とする。

- 2 通常選挙は、定款第16条に定める任期を務める理事及び監事を選出する選挙であり、役員の任期満了の年度の年度末前までに行う。
- 3 補充選挙は理事又は監事に欠員が生じた場合で、かつ理事会が必要と認めたとときに行う。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の実施のために、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員は3名とし、正会員の中から理事会で選出して会長が任命する。
- 3 理事又は監事は選挙管理委員となることはできない。
- 4 選挙管理委員長は、委員の互選により定める。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補の受付
- (3) 選挙広報の発行
- (4) 投票の受付
- (5) 開票事務
- (6) 選挙結果の決定及び発表
- (7) 選挙に関する異議の裁定

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権は、選挙告示が行われた月の前月末現在で正会員である者が有する。

第6条 被選挙権は、立候補届出の日に至るまで少なくとも1年間続けて正会員であった者で、当該選挙の告示の日において満20才以上であり、かつ3名以上の正会員の推薦を受けた者が有する。

(選挙告示)

第7条 選挙の告示には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 選挙の種類
- (2) 定数
- (3) 立候補受付の期間
- (4) 選挙公報及び投票用紙の送付時期
- (5) 投票の締切日
- (6) 開票の日時
- (7) 選挙結果の発表時期

(選挙公報)

第8条 立候補者の所信表明の手段として選挙公報を設ける。
選挙運動は選挙公報のみによるものとする。

第9条 選挙管理委員会は、選挙広報における立候補者1名当りの掲載字数又は掲載面積に制限を設けることができる。

第10条 立候補者は選挙公報に、公序良俗に反する内容又は本協会の品位を損なう内容を記載してはならない。

2 選挙管理委員会は、前項に違反すると認めたときは立候補者に対して訂正又は削除を勧告し、応じないときは、該当部分を削除することができる。

(投票)

第11条 投票は、指定の投票用紙を用いて郵送によって行うものとする。

(無効投票)

第12条 次の投票は、無効とする。

- (1) 指定の投票用紙を用いないもの
- (2) 定数を超過して候補者を記載したもの
- (3) どの候補者を記載したか確認できないもの
- (4) 投票締切日以降に到着したもの
- (5) 投票の効力に疑問があり、選挙管理委員会の合議によって無効と決定されたもの

(無投票当選)

第13条 選挙管理委員会は、選挙の立候補者が当該選挙の定数を超えないときは、立候補締め切りののち、遅滞なく立候補者を当選人と定めなければならない。

2 前項の規定による場合は、選挙の投票は行わない。

(改正)

第14条 本選挙規定の改正は、理事会の決定によらなければならない。